

平成２７年度
中小企業者に関する国等の契約の基本方針
（ 解 説 ）

平成２７年８月
中小企業庁取引課

目次

前文	3
第1 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項	
1 中小企業者の受注の機会の増大の意義	3
2 中小企業・小規模事業者向け契約目標	6
3 各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備	8
第2 中小企業者の受注機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項	8
1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮	
(1) 官公需相談窓口における相談対応	11
(2) 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払	12
(3) 地域中小企業の適切な評価	12
(4) 適切な予定価格の作成	13
(5) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約	13
(6) 官公需を通じた被災地域への支援	14
2 官公需情報の提供の徹底	
(1) 個別発注情報の提供と説明	14
(2) 官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供	16
(3) 官公需に関する相談体制の整備	17
3 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫	
(1) 総合評価落札方式の適切な活用	19
(2) 分離・分割発注の推進	20
(3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定	21
(4) 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮	22
(5) 知的財産権の取り扱いの明記	23
(6) 同一資格等級区分内の者による競争の確保	24
(7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注機会の増大	26
(8) 調達手続の簡素・合理化	30
4 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮	
(1) 小企業者（概ね従業員5人以下）を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮	30
(2) 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大	32
(3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用	33
(4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価	33
(5) 中小建設業者に対する配慮	34
(6) 中小石油販売業者に対する配慮	35

(7) 創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への 配慮	36
(8) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用及び人件費 確保等の周知	37
5 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進	38
(1) ダンピング防止推進の周知	38
(2) 適切な予定価格の作成	39
(3) 低入札価格調査制度の適切な活用等	40
(4) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保	41
6 地方公共団体への協力依頼	
(1) 国等の契約の基本方針の要請等	42
(2) 国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の 公表	42
(3) 連携推進体制の活用	43

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

1 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項	43
(1) 新規中小企業者への配慮	44
(2) 中小企業基盤整備機構の情報提供業務	46
(3) 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への 配慮	47
2 組合の活用に関する基本的な事項	
(1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注機会の増大	48
(2) 官公需適格組合の活用	49

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

(1) 基本方針の普及及び徹底等	51
(2) 基本方針の措置状況の通知及び情報の公表	51

「平成２７年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の解説

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号。以下「官公需法」という。）第４条第３項に基づき、平成２７年度における中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下「国等の契約の基本方針」という。）を次のとおり定める。

第１ 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

１ 中小企業者の受注の機会の増大の意義

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いており、先行きについても、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されている。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者（官公需法第２条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の事業活動の活性化を図り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図ることが重要である。

また、平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「東日本大震災」という。）が東日本太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらしており、被災した中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることに加え、全国の中小企業・小規模事業者の事業環境にも影響が及んでいることに留意する必要がある。

官公需法が制定された昭和４１年度当時の中小企業・小規模事業者向け契約実績は２５．９％であったが、平成２６年度の中小企業・小規模事業者向け契約実績は５２．８％と、官公需法制定時と比較して約２倍にまで高まっており、官公需法はこれまでのところ、一定の成果を挙げてきている。その一方、創業間もない中小企業者についてみれば、官公需における契約実績はほとんどない。

創業間もない中小企業者は、一般に、販売実績が少ないこと等の理由から販路の拡大が課題となっており、官公需においても、国等（官公需法第２条第３項に定める「国等」をいう。以下同じ。）の調達担当者等に知られる機会が少ないこと、信用が十分でないこと等の理由から受注機会が限られている。このため、官公需において、創業間もない中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図り、もって更なる販路拡大へとつなげることにより創業を支援するため、第１８９回通常国会において、

① 創業１０年未満の中小企業者を「新規中小企業者」として定義し、

官公需において、国等の契約の相手方として活用されるように配慮すること。

② 国等の契約の基本方針及び各省各庁及び公庫等の契約の方針を策定すること。

等を新たな内容とする官公需法の改正が行われ、平成２７年８月に施行された。

国等は、改正官公需法で新たに盛り込んだ新規中小企業者に対する措置も含め、また、地方公共団体との連携も踏まえつつ、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に向けた一層の取り組みに努めるものとする。

なお、中小企業基本法第３条において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることを踏まえ、大企業の支配下にあるいわゆる「みなし大企業」（以下「みなし大企業」という。）については、これを対象に含まないことに留意するものとする。

【解説】

（１）基本方針全体の前文においては、本基本方針が官公需法に基づき定められたものであることを明記しています。

（２）我が国経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されています。

（３）平成２３年３月に東日本大震災が発生し、被災地のみならず、全国の中小企業・小規模事業者の事業環境にも影響が及んでいることを踏まえ、本年度においても官公需施策の重要性を明記しています。

（４）また、今回の官公需法改正の趣旨と主な概要を明記し、今回の法改正が、アベノミクスの効果を全国津々浦々にまで広げ、地方創生を早期に実現していく観点から、地域の経済・雇用を支える創業間もない新規中小企業者の販路開拓を国等の調達で支援することを目的としていることから、従来に増して、地方公共団体との連携を強化する必要があることを明記しています。

（５）なお、中小企業基本法第３条において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることから、いわゆる「みなし大企業」を施策の対象に含まないことを改めて明示いたしました。

(参考 1)

官公需法第 2 条第 2 項においては、「新規中小企業者」の定義として、「事業を開始した日以後の期間が十年未満の個人」、「設立の日以後の期間が十年未満の会社」と定義しています。

官公需法の運用に当たっては、基本方針の作成、実績の概要の通知及び公表等を年度単位で行うこととなっている中で、その事務を円滑に行うために、「新規中小企業者」への該当の有無の判断についても、年度単位で行うこととします。

具体的には、各年度当初の時点（4 月 1 日現在）で、法第 2 条に該当する者については、当該年度中は新規中小企業者として位置づけることとして、運用を行うこととします。具体的な例でケースを整理すれば、次のとおりです。

(例) 平成 27 年 4 月 1 日を基準日として、平成 27 年度における「新規中小企業者」への該当を判断する場合

ケース 1：平成 17 年 4 月 1 日設立企業は、設立の日以後の期間が 10 年であるため、平成 27 年度における「新規中小企業者」には該当しません。

ケース 2：平成 17 年 4 月 2 日設立企業は、設立の日以後の期間が 10 年未満であることから、平成 27 年度における「新規中小企業者」に該当します。

この場合、平成 27 年 4 月 2 日時点では設立以後の期間が 10 年となりますが、平成 27 年度末（28 年 3 月 31 日）までは「新規中小企業者」に該当するものとして取り扱うこととします。

ケース 3：平成 18 年 4 月 1 日設立企業は、設立の日以後の期間が 10 年未満であるため、平成 27 年度における「新規中小企業者」に該当します。

(参考 2)

中小企業基本法第 3 条において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることを踏まえ、次のいずれかに該当する中小企業者は大企業とみなし（みなし大企業）、中小企業者には含まないものとして扱います。

(1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者。

(2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者。

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者。

2 中小企業・小規模事業者向け契約目標

国等は、第2、第3及び第4に掲げる措置を講ずること等により、平成27年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約3兆9,568億円、比率が、54.7%になるよう努めるものとする。

このうち、新規中小企業者の契約比率については、平成26年度国等の官公需契約実績7兆4,278億円の約1%程度と推計されることを踏まえ（注）、平成27年度から平成29年度までの3年間で、26年度比で国等全体として概ね倍増の水準となるよう努めるものとする。なお、こうした目標については、改正官公需法施行後の新規中小企業者向け契約実績等を踏まえ、目標設定のあり方も含め、必要に応じて適切に見直すものとする。

（注）中小企業庁が各府省等から平成26年度上半期の官公需における契約データを入手し、民間調査機関に委託して調査を実施。

なお、国等は、中小企業・小規模事業者向け契約の目標金額及び実績金額について、各府省及び公庫等（官公需法第2条第3項に定める「公庫等」をいう。以下同じ。）別に、物件、工事及び役務別の情報を公表するものとする。

また、国等は、競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努めるものとする。

【解説】

- （1）官公需総予算額に占める中小企業・小規模事業者向け契約目標額は、発注に係る各省各庁等が従来からの施策及び平成27年度に講ずる施策を実施することにより、中小企業・小規模事業者が契約相手方となる契約がどれくらいの金額となるかの見込みないし見積もりを示すものです。

平成27年度の中小企業・小規模事業者向け契約目標額については、約3兆9,568億円となっています。

また、中小企業・小規模事業者の仕事の確保に対する要請に対応するため、中小企業・小規模事業者向け契約目標額の表示に加え、平成22年度から中小企業・小規模事業者向け契約目標比率も表示することとしました。平成27年度の中小企業・小規模事業者向け契約目標比率については、54.7%となっています。

- （2）従来の中小企業・小規模事業者の目標設定に加えて、今回の法改正に伴い、新たに新規中小企業者の目標を設定することになっています。

新規中小企業向け契約目標については、官公需法改正に伴う衆議院及び

参議院での附帯決議を踏まえ、割合等で明示しています。検討の基礎とした平成26年度実績の推計値は、官公需総額に占める割合で約1%程度となっており、この割合を平成27年度から平成29年度までの3年間で概ね倍増の水準とすることを目指したものです。

なお、平成26年度実績は推計値であることから、改正官公需法施行後に各府省等から提出される契約の方法や契約の分野等別のデータを含む新規中小企業者向け契約実績等を踏まえて、目標を必要に応じて適切に見直すことがありうることを記載しています。

※ 国等の契約目標額の推移

(単位；億円、%)

年度	官公需総予算額	中小企業・小規模事業者向け契約 目標額	国	公庫等	比率
13	117,140	52,820	35,510	17,310	45.1
14	111,580	50,380	35,190	15,190	45.2
15	106,940	48,450	32,020	16,430	45.3
16	98,484	45,023	23,104	21,919	45.7
17	93,032	43,441	22,658	20,783	46.7
18	82,121	39,346	23,477	15,869	47.9
19	84,560	42,406	25,936	16,469	50.1
20	82,651	42,132	26,149	15,983	51.0
21	99,239	51,993	33,877	18,116	52.4
22	68,796	38,656	20,691	17,965	56.2
23	67,467	37,915	20,977	16,938	56.2
24	68,052	38,312	21,249	17,063	56.3
25	74,068	41,902	24,031	17,871	56.6
26	77,204	43,744	24,678	19,066	56.7
27	72,388	39,568	22,519	17,049	54.7

(3) 官公需総額と中小企業・小規模事業者向け契約額に係る毎年度の目標及び実績については、平成16年度から各府省等別に掲載することとし、さらに、物件、工事及び役務の別に細分化した情報については、契約実績額については平成15年度から、契約目標額については平成17年度から公表しています。

加えて、平成21年度からは、中小企業・小規模事業者がより受注機会

を把握しやすくするため、これまで公庫等として一括していた、独立行政法人や国立大学法人等について、法人ごとに契約実績及び目標を公表することとしました。

- (4) また、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」(平成 16 年 3 月)では、「幅広い範囲の企業の参入を促すような競争促進に資する新たな指標の導入」を含めて検討することが決定されました。国土交通省などの一部の省庁では、公共工事入札契約適正化法の規定に基づく入札件数等の積極的な情報開示が行われていますが、こうした事例を参考としつつ、各府省等において積極的な情報提供に努めるものとしています。

3 各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

各省各庁の長及び公庫等の長は、官公需法第 5 条第 1 項に基づき、国等の契約の基本方針に則して速やかに「中小企業者に関する契約の方針」を作成するとともに、方針に定められた措置等を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制には各機関のすべての内部組織が参画することとし、特に会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。

【解説】

国が作成する「国等の契約の基本方針」に即して、各府省等においては、官公需法第 5 条第 1 項に基づき、「中小企業者に関する契約の方針」を毎年度策定することとなっています。ここでは、各府省等が速やかに同方針を作成するとともに、その実行性を高めるべく、方針に定められた措置等を推進するための体制を整備することを明記しています。そして、原則として、体制には各機関のすべての内部組織が参画することとし、特に会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要であると述べています。

第 2 中小企業者の受注機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

国等は、中小企業基本法第 3 条に掲げる基本理念に則り、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の基本方針に基づき、以下のとおり中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大のための措置を講ずる。その運用に際しては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、国等は、中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とな

るように工夫するとともに、調達する物件等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする独立した中小企業・小規模事業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

また、国等としても、必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとする、調達における経済性の原則の重要性を踏まえつつ、契約の内容や状況等に応じた適正な予定価格の作成により物件等の発注を推進するものとする。

なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、消費税及び地方消費税については、平成26年4月1日に税率が8%に引き上げられたことを踏まえ、その適正な転嫁を受け入れるとともに、原材料やエネルギーコストの上昇分についても、適正な転嫁を受け入れることとする。併せて、東日本大震災に係る措置をとる場合も含め、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）、女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成26年8月5日男女共同参画推進本部決定）、犯罪対策閣僚会議決定（平成26年12月16日）等の犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に関する事項等との整合性を確保するものとする。

また、国は、地方公共団体に対し、国等の契約の基本方針を参考として、地域の実情に応じ必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定する等中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講じ、適切な運用が図られるよう要請する。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の基本方針を参考として、可能な限り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請する。

【解説】

- （１）この事項における前文においては、中小企業基本法及び中小企業政策における官公需施策の位置付けを明確にするとともに、国等が、国等の契約の基本方針に基づき、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大のための措置を講ずることを宣言しています。また、官公需施策を運用する上で、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、国等は、中小企業・小規模事業者が受注し易い発注となるように工夫するとともに、中小企業・小規模事業者の自主的な努力を助長しつつ、公正な競争が行われるよう配慮することが重要であることも確認しています。

(2) 会計制度の調達における経済性の原則の重要性を改めて明確にしたものです。

(3) なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意すること、即ち、会計法等の規律に従うべきことに留意するとともに、平成26年4月1日に消費税が8%に引き上げられたことを踏まえ、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を受け入れるよう、国等の姿勢を明確にし、加えて、世界貿易機関政府調達協定（参考3）等の官公需法と調整が必要な調達関連法令を例示的に列記し、それらとの整合性にも留意すべきことに言及しています。

(4) また、地方公共団体については、官公需法第8条において、国の施策に準じて必要な施策を講じるよう努力義務が課されていることから、地方公共団体の講ずる施策について、国等の契約の基本方針を参考として、例えば、独自に中小企業者に関する契約の方針を策定するといった措置を講じるなど、適切な運用が図られるよう要請しています。

(5) さらに、民営化等により官公需法の対象から除外された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有する会社（参考4）に対しても同様の要請をすることとしています。

(参考3)

世界貿易機関（WTO）の枠組みの下で運用されている「政府調達に関する協定」（以下「政府調達協定」という。）は、平成8年1月1日に発効したが、これにより、国の機関や独立行政法人等、さらには都道府県・政令指定市は、物件・工事・役務の調達に当たっては、すべて内国民待遇及び無差別待遇をはじめとする政府調達協定の規定に従って行われなければならないこととなっています。具体的には、「国の物品等又は特定役務の調達手続きの特定を定める政令」等によってその手続き等が定められています。

（政府調達協定の適用基準額：平成26年4月16日～平成28年3月31日）

機 関 分 野	国 等	地方公共団体
物 品	1 0 万SDR (1, 300万円)	2 0 万SDR (2, 700万円)
建 設 工 事	4 5 0 万SDR	1, 5 0 0 万SDR

		(6億0,000万円)	(20億2,000万円)
役 務	建設関連サービス (設計・測量等)	4 5 万SDR (6,000万円)	1 5 0 万SDR (2億0,000万円)
	一般サービス	1 0 万SDR (1,300万円)	2 0 万SDR (2,700万円)

注1) SDRとは、Special Drawing Rightsの略で、IMF加盟国間での「特別引出権」のことを指し、主要通貨（米ドル、ユーロ、日本円、ポンド）を加重平均して算定されます。なお、本協定の基準額の単位としてSDRが採用されたのは、IMF加盟主要通貨の為替相場の加重平均として算定されることから、比較的変動が少ないと考えられたためです。

注2) 表中（ ）書きは、邦貨換算額（平成26年1月24日付け財務省告示第22号及び同日付け総務省告示第11号による。平成26年4月16日～平成28年3月31日までの調達契約について適用。）です。

注3) 「政府調達協定に関する申合せ」（平成3年11月19日付けアクション・プログラム実行推進委員会決定）において、中央政府及び独立行政法人等の物品及び一般サービスの基準額を13万SDRから10万SDRへ自主的に引き下げることが省庁間で確認されたことを受け、10万SDR以上13万SDR未満の調達契約についても、「政府調達に関する協定」に準じて運用されています。

注4) 我が国は、政府調達協定附属書Iの付表1に関する注釈2及び付表3に関する注釈1において、国の機関及び独立行政法人等が協同組合又は連合会と締結する契約については、同協定を適用しないこととしています。

(参考4)

日本郵政(株)、新関西国際空港(株)、成田国際空港(株)、東京地下鉄(株)、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、(株)日本政策金融公庫、(株)日本政策投資銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター(株)、(株)国際協力銀行、中間貯蔵・環境安全事業(株)の計13社。

- 1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮**
東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に以下の措置を講じることとする。
(1) 官公需相談窓口における相談対応
国等は、被災地域の官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・

小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

【解説】

被災地域においては、中小企業・小規模事業者からの相談に適切に応じていただくことや、当該地域における発注情報を中小企業・小規模事業者へ提供することが復旧・復興の重要な要素となります。したがって、復旧・復興のためのさまざまな業務で多忙な中であっても、きめ細やかな対応に努め、受注機会の増大に努めるものとしています。

(2) 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。

【解説】

平常時においても中小企業・小規模事業者にとって技能労働者等人材の確保は重要な問題であり、そのために労働時間の問題等の職場環境の改善は経営上の大きな課題となっています。被災地域においても、中小企業・小規模事業者が無理をせず、十分に対応できるよう、適正な納期・工期の設定に配慮することとしています。

また、こうした非常時であっても、中小企業・小規模事業者の資金繰りが悪化することのないよう、迅速な支払を行うよう努めるものとしています。

(3) 地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

【解説】

被災地域の建設業者や産業廃棄物処理業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できるがれき処理等の役務や工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれない範囲で、適切な地域要件の設定や、地域への精通度（道路事情や河川事情、港湾事情等）、貢献度（域内行事への積極的対応

や協力等)など地域企業の適切な評価を行い、活用に努めるものとしています。
また、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとしています。

(4) 適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

【解説】

被災地域においては、短期間に多くの復旧・復興事業が発注されたことにより、監理技術者等が不足し、一時的に人件費単価が高騰、地方公共団体の入札不調の一因となりました。

そうしたことから、国土交通省は、関係各省、被災地域の自治体、建設業関連団体からなる「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」を設置し、公共工事に伴う人件費単価等について検討を行い、平成24年2月に引き続き平成26年2月に、被災3県（岩手・宮城・福島）における新たな公共工事設計労務単価を公表しました。なお、全国的には平成26年2月に引き続き、平成27年2月にも公共工事設計労務単価の見直しを実施しています。

こうした取組を踏まえ、被災地域における役務や工事等の発注に当たっては、原材料及び人件費（社会保険料相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定（※第2-5 <ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進>の【解説】参照）も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとします。

また、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に、最新の実勢価格や需給状況（例えば季節要因など）等を考慮するよう努めるものとしています。

(5) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約

国等は、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に周辺地域で生産されている等の理由により不当に取引を制限したり、返品等をすることがないよう、科学的・客観的根拠に基づき適切な契約に努めるものとする。

【解説】

原子力発電所の事故により、周辺地域における放射能汚染を懸念する声がありますが、科学的・客観的根拠に基づかず、ただ単に周辺地域で生産されているということだけで取引を制限したり、返品、取り替え、取引自体のキャンセルを要求したりすることのないよう、適切な契約の執行に努めるものとしています。

(6) 官公需を通じた被災地域への支援

国等は、被災地域の復興を支援するため、国等が直接運営する食堂等における食材や表彰等の行事における記念品等地域性の高い物品を調達する場合にあつては、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう努めるものとする。また、食堂運営や表彰等の行事が委託事業の場合には、受託者に対し被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

さらに、国等の施設内で食堂を運営する事業者に対しても、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

【解説】

被災地域の産品を調達することにより、直接的に被災地域の復旧・復興を支援する取組として、食堂や喫茶を国等が直営している場合に被災地域の食材を使用することや、国等の行う表彰等に用いる記念品を被災地域の工芸品を活用するなど努めることとしています。

また、食堂・喫茶の運営、表彰等の行事が委託事業や共済組合事業で行われる場合には、国等はその取組の奨励に努めるものとしています。

2 官公需情報の提供の徹底

国等は、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、官公需に関連する情報の中小企業・小規模事業者への提供促進のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 個別発注情報の提供と説明

- ① 国等は、物件等であつて、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者提供に努めるものとする。
- ② 国等は、発注計画の策定が可能なものについては、これを積極的に定め、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者提供に努めるものとする。

③ 国等は、物件等の発注を行うに際しては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について、仕様書に明記することにより、十分な説明に努めるものとする。

【解説】

- (1) 国等による発注情報の積極的な提供は、中小企業・小規模事業者にとって有益かつ重要な措置事項であり、中小企業・小規模事業者の幅広い競争契約への参加を促すためにもより充実させることが望まれます。このため、物件、工事及び役務であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報、それらに係る落札結果に関する情報（参考5）に関し、国等はホームページへの掲載等を通じて積極的に情報提供するよう努めるものとしています。
- (2) また、発注予定を記載した「発注計画」に関する情報は、受注者たる中小企業・小規模事業者にとって将来の経営方針を策定するのに有益であることから、これらについても策定が可能なものについては積極的に定め、各府省のホームページに掲載するなどにより、中小企業者に提供するよう努めるものとしています。
- (3) なお、発注内容について、その仕様、規格、品質、性能等の理解が不足していたことにより、中小企業・小規模事業者が入札等に参加することに支障を来すことのないよう、発注側は、中小企業・小規模事業者に対し、これらについて、必要に応じて仕様書や入札説明書に明記するなど、十分な説明に努めるものとしています。

(参考5)

落札価格等の契約結果に関する情報については、「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財務大臣通達）」に基づき、国はホームページへの掲載等を通じて公表することとされています。

「通達に基づき公表される落札価格等契約結果に関する情報」の概要

- ① 公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- ② 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- ③ 契約を締結した日
- ④ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ⑤ 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、

その旨（随意契約を行った場合を除く。）

- ⑥ 契約金額
- ⑦ 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- ⑧ 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
- ⑨ 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（理由は、具体的かつ詳細に記載すること。また、企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること。）
- ⑩ 所管する公益法人与随意契約を締結する場合に、当該法人に国の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- ⑪ その他必要と認められる事項

（２）官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供

- ① 国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報について、小企業者（概ね従業員５人以下）を含む小規模事業者が必要な新着情報を自動配信等の形で、より迅速的確に入手できるようにする。このため、中小企業庁は、官公需情報ポータルサイトの利用促進を図るために、中小企業団体中央会、商工会及び商工会議所等の支援機関と連携して、特に小企業者を含む小規模事業者に対する普及促進に努めるとともに、利用者のニーズを踏まえた改修を行い、運営する。
- ② また、中小企業・小規模事業者の自主的努力を助長するため、当該サイトにおいて、国等が公表する競争契約参加資格申請に関する情報ははじめとした官公需に関する情報を一元的に集約し、中小企業・小規模事業者に提供するものとする。
- ③ さらに、中小企業・小規模事業者を支援する機関においては、その支援ツールとして当該サイトの活用を促進するものとする。

【解説】

- （１）国等による発注情報等のホームページへの掲載は、近年大きく進展していますが、中小企業・小規模事業者が発注情報を得るためには、現状では、それぞれの情報提供サイト（国等それぞれのホームページ等）に個別にアクセスする必要があります。例えば、同一地域内でも機関が異なれば別々に検索する必要があります。したがって、中小企業・小規模事業者が、自らの

ニーズ（得意分野や営業地域等）に応じた官公需の発注情報を網羅的に取得するのには困難性が高いのが実情です。

このため、中小企業・小規模事業者の国等の官公需発注情報へのアクセスを容易にするため、インターネット上に「官公需情報ポータルサイト」を構築し、各府省等がインターネット上で提供している「発注情報」を一括して検索できるようにしました。

平成26年1月に中小企業庁が小規模事業者4000社、小規模事業者を除く中小企業者4000社を対象に実施した実態調査（以下「実態調査」という。）では、小規模事業者は中小企業者に比べ、「行政機関等の入札等に参加・受注することについて、的確な情報が得られない」との回答が多く見られました。（従業員5人以下の小企業34.1%、51名以上の中小企業19.3%）

今回の調査結果などを踏まえ、特に小企業者（概ね従業員5人以下）を含む小規模事業者が必要とする官公需に関する新着情報について、必要な情報のキーワードを登録しておく定期的に自動配信されるなどサイトの刷新について、平成26年8月から運用を開始しました。

現行の官公需情報ポータルサイト：<http://kankou.ju.go.jp/>

また、中小企業庁は、官公需情報ポータルサイトの更なる利用促進を図るために、中小企業団体中央会、商工会及び商工会議所等の支援機関と連携をして、官公需情報を取得することが困難な、特に小企業者（概ね従業員5人以下）を含む小規模事業者に対する促進に努めるとともに、引き続き利用者のニーズを踏まえた改修を行います。

- （2）また、「官公需情報ポータルサイト」については、これらの発注情報に加え、各府省の競争契約参加資格申請に関する情報等を一元的に集約（リンク集）し、閲覧することができるようコンテンツを充実させるとともに、中小企業者を支援する機関（商工会議所、商工会等）においても当該サイトの活用を促進し、利用を広めることとしています。

（3）官公需に関する相談体制の整備

- ① 国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業・小規模事業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業・小規模事業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。
- ② 国等は、契約担当官等（公庫等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」

を常設するとともに、当該窓口の所在情報を中小企業庁が取りまとめ、公表するものとする。

- ③ 中小企業庁は、全国の中小企業団体中央会が「官公需総合相談センター」を設置し、官公需に関する中小企業・小規模事業者からの相談に応じ適切な支援及び情報の提供等の充実を図る取組を支援する。
- ④ 国等は、商工会及び商工会議所等の支援機関と連携して、特に小企業者を含む小規模事業者の経営課題に応じた官公需情報の提供を充実させるよう努めるものとする。

【解説】

(1) 官公需受注の前提となる競争契約参加資格登録申請に係る情報や、入札関連手続等についての情報の提供は、中小企業・小規模事業者にとって大変重要であることは言うまでもありません。このため国等は、できるだけ分かりやすくこれらの情報を提供することが求められます。

(2) また、それらの情報が、発注機関のどこで得られるか、明確にしておくことも必要です。このため国等は、契約の担当部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設し、中小企業・小規模事業者からの相談に円滑に対応することとしています。

なお、国等の全国の当該窓口の所在情報については、中小企業庁が取りまとめ、公表しています。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2010/download/0919GACCP-1.pdf>

(3) 会社の信用力を増す手段として、官公需の依存度を高めたいと考える中小企業・小規模事業者も多いと思いますが、手続きがよく分からないなど、参入に躊躇する場合も多く見られます。

このため、中小企業・小規模事業者からの官公需に関する、例えば、官公需契約への参加の仕方、どのような官庁でどのような発注が行われているか、現在参加可能な入札案件はあるか、官公需適格組合証明の申請方法、などの相談に気軽に応じ、適切な支援等を行う「官公需総合相談センター」(参考6)を平成22年8月、全国の中小企業団体中央会に設置しました。

(4) 中小企業庁をはじめとする政府関係機関は、平成26年6月20日に可決、成立した小規模振興基本法及び小規模支援法改正法を踏まえ、商工会及び商工会議所、金融機関などの支援機関と連携して、小企業者を含む小規模事業者の様々な経営課題の解決策の一つとして、官公需情報ポータルサイト

などを通じた官公需情報の提供を充実させるよう努めるものとしています。

(参考6)

官公需総合相談センターの実施業務

(1) 官公需に関する中小企業者等からの相談対応

官公需に係る仕事探しの方法や実際の発注情報の有無、入札参加資格の取得等、官公需に関連する中小企業者等からの相談に関し、面談、電話、メール等により対応します。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2010/download/100823GACCP-2.pdf>

(2) 官公需に関連する情報の収集・提供

官公需に関連する情報（発注情報（官公需情報ポータルサイトによる検索情報を含む。）、発注計画情報、落札情報、入札制度情報及び競争参加資格申請受付情報、官公需の受注環境に関する情報、官公需適格組合制度を始めとした官公需施策に関する情報等）を、国・独立行政法人等の地方支分部局等の発注機関、官公需施策を実施する行政機関、官公需適格組合をはじめとした中小企業者等から収集するとともにこれらを中小企業者又は発注機関等からの求めに応じ提供します。

3 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

(1) 総合評価落札方式の適切な活用

国等は、物件等の発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用に努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書の作成に努めるものとする。

また、国等は、総合評価落札方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法等についての検討を行う。

【解説】

国等は、物件等の発注に当たっては、価格と品質が総合的に優れた調達を実現するため、適切な評価手法による総合評価落札方式を適切に活用に努めるものとしています。また、価格以外の要素を適切に評価するとともに、評価の透明性を確保するために、発注者側が求める品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書を作成に努めるものとしています。また、総合評価落札方式の精度を高めていく観点から審査項目の設定方法等について検討を行うこととしてい

ます。

(2) 分離・分割発注の推進

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注に当たっては、同様に、経済合理性・公正性等を検討した上で、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割すること等の分離・分割発注を行うよう努めるものとする。

- ② 国等は、分離・分割発注に際し、中小企業庁が取りまとめる効率的な分離・分割発注に係る事例を参考として活用するとともに、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用等により、発注能力の向上等体制整備に努めるものとする。
- ③ 公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、国等は、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

【解説】

- (1) 官公需の発注に当たり、予算、納期、契約履行上の管理等諸々の条件を勘案して最適な方法を決める際、可能な限り工区別や量的に分離・分割発注に努めることにより、中小企業者の受注機会の増大を図るものとされています。

また、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件や役務の発注に当たっては、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割（例えば四半期ごとに契約を締結）するなどの分離・分割発注を行うよう努めるものとしています。

ただし、その際には、分離・分割して発注することが、価格面、数量面、工程面等からみて、予算の適正な使用との関係、即ち、経済合理性、公正性、あるいは技術的な観点から見ても適切であるかどうかを十分に検討することが重要です。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/bunsyo/121207H19bunri.pdf>

(注)「分離発注」とは、例えば一の建物のうち設備工事等の特定の工種を分離して発注する場合などを言い、「分割発注」とは、一の工事等の工程や施工箇所を時期、規模等により2件以上に分割して発注するものを言います。

なお、経済合理性の無い不適切な分割発注がなされれば、非効率や競争の阻害をもたらすおそれがありますが、一方で、分割発注に係る透明性を確保しつつ、経済合理性を適切に判断した上でなされる分割発注については、むしろ幅広い企業の参入を可能とし、競争促進に資する効果を期待できるものであり、一層のコスト削減に繋げることを可能とするものと考えられます。

したがって、分離・分割発注の推進は、一般競争入札の推進と必ずしも矛盾するものではありませんが、発注機関が経済合理性を満たしつつ行うことが重要です。

- (2) 発注機関が適切な分離・分割発注を行うためには、発注について十分な知見と能力を持つことが必要です。しかし、官公需の発注現場においては、発注者と他の発注者との間での情報交流は十分とはいえない状況にあります。分離・分割発注を適切に運用し、より活用していくためには、発注機関において知見を共有する仕組みの構築や、部内の人材育成、外部専門家の活用等による十分な発注能力を持つ体制の整備が必要です。

こうしたことから、中小企業庁は、分離・分割発注に係る適切な発注事例の収集と各発注機関への普及を行っていくこととしています。

- (3) なお、公共工事については、平成12年9月に「公共工事コスト削減対策に関する新行動指針」が定められ、公共事業の効率的執行を通じたコスト削減を図る観点から適切な発注ロットが要請されているところであり、かかる要請の範囲内で分離・分割して発注を行うよう努めるものとされています。

(3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するものとする。
- ② 国等は、物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。
- ③ 国等は、物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合にあっては、複数

の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

【解説】

(1) 中小企業・小規模事業者にとって技能労働者等人材の確保は重要な問題であり、そのために労働時間の問題等の職場環境の改善は経営上の大きな課題となっています。このため国等においては、中小企業・小規模事業者が無理をせず、十分に対応できるよう、適正な納期・工期の設定に配慮するものとしています。

(2) 物件の納入条件等を、発注時に明確にすることにより、トラブルを未然に防ぐことができます。また、正確な情報提供により、適正な入札価格等が設定できることになり、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に資するものと考えられます。

(3) 特定の銘柄の物件等や原材料等と品質面から同等の物件や原材料等が存在する場合には、銘柄指定をすることによって中小企業・小規模事業者の入札等への参加に支障を来すこととなることから、真にやむを得ない場合を除き、銘柄指定を行わないものとしています。

なお、物品等の調達において、仕様書等に「参考銘柄」として固有の商品を例示する場合がありますが、その際、当該物品が特殊仕様となっており、実質的な銘柄指定となっているようなケースがあることから、参考銘柄として固有の商品を例示するような場合は、複数の商品を例示するなどにより、実質的な銘柄指定にならないよう配慮するものとしています。

(4) 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮

① 国等は、一括調達又は共同調達を行う場合には、経済合理性に留意しつつ、中小企業庁が取りまとめ分析した事例も参考に、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するとともに、適切な配送エリアの設定を行うよう努めるものとする。

また、単価契約の際には、適正な予定数量を設定するよう努めるものとする。

② 国等は、既に実施されている総合評価落札方式、一括調達及び共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を行う場合には、中小企業・小規模事業者の事業環境への悪影響が生じることのないよう適切な要件設定等を行うとともに、経済合理性に留意しつつ、積極的に中小企業・小規模事業者の受注機会を確保するよう努めるものとする。

【解説】

- (1) 近年、中央省庁等で試行され、本格的な導入も始められた「一括調達」、「共同調達」について、ただ単に大括りするのではなく、経済合理性を考慮した調達品目の分類化を行い、また、適切な配送エリアを設定することにより、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとしています。

各府省等のかかる取組を支援するため、中小企業庁は、平成23年度及び平成24年度に一括調達、共同調達の実態を取りまとめ、適切な品目分類、適切な配送エリア等の事例を提供しています。

また、単価契約を締結する際は、設定する予定数量についても、実際の発注数量と著しい差が生じないよう適正な設定に努めるものとしています。

- (2) 既に実施されている総合評価落札方式、一括調達及び共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を進める場合、具体的には、例えば、内閣府の行政刷新会議に報告された公共サービス改革プログラムに基づく「競り下げの試行」などを実施する際には、中小企業・小規模事業者の事業環境への悪影響が生じることのないよう適切な要件設定等を行うとともに、経済合理性に留意しつつ、積極的に中小企業・小規模事業者の受注機会を確保するよう努めるものとしています。

なお、平成25年5月、行政改革推進本部事務局が発表した「今後の競り下げの実施について」では、競り下げの試行については平成24年度にて終了することとし、平成25年度以降の競り下げの取り扱いについては、各府省庁において、個別案件の状況に応じて実施の適否を判断する。その際、調達品目の特性や調達環境を踏まえ、調達価格に係る効果を検討するとともに、競り下げに伴うコスト増加要因や中小企業事業者への影響等に配慮するとされています。

(5) 知的財産権の取り扱いの明記

国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。

【解説】

パンフレットやポスターなどの印刷物やパーソナルコンピュータ用のソフトウェア等には、著作権等の知的財産権が含まれるものがあり、これらに関わるトラブルが発生しています。

そうしたトラブルを未然に防ぐことは、官公需の契約の上では重要であり、契約の段階で、著作権等の知的財産権について、譲渡や使用許諾、部分譲渡や部分使用許諾の範囲、その期間等の詳細な取り扱いを書面にて明確にする

必要があります。

知的財産権制度とは、知的創造活動によって生み出されたものを、創作した人の財産として保護するための制度です。知的財産権には、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）、著作権、回路配置利用権、育成者権等があります。

物件及び役務の発注に当たっては、中小企業者の事業活動を阻害することのないよう、著作権等の知的財産権を十分理解し、取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとしています。

文化庁のホームページでは、著作権契約書作成支援システムや契約にまつわるトラブル事例について、「誰でも出来る著作権契約」において公開していますので、参考にしてください。

また、公益社団法人著作権情報センターでは、著作権に関する相談に応じており、全国の知財総合支援窓口では産業財産権に関する相談に応じています。

○文化庁「誰でも出来る著作権契約」のURL

http://chosakuken.bunka.go.jp/chosakuken/keiyaku_intro/index.html

○公益社団法人 著作権情報センター（CRIC）の著作権テレホンガイド
TEL（03）5348－6036

※受付時間 10時～12時 13時～16時

（土、日、祝日、センターの休業日を除く）

<http://www.cric.or.jp/>

○知財総合支援窓口

全国共通ダイヤル 0570－082100

※全国47都道府県に設置されたお近くの窓口につながります

<http://chizai-portal.jp/about/index.html>

（6）同一資格等級区分内の者による競争の確保

- ① 国等は、一般競争及び指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。
- ③ 国等は、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

【解説】

- (1) 官公庁等においては、競争契約参加資格登録に当たり、各々の企業の資本金、売上高、従業員等の規模を一定の基準により総合判定して、A、B、C等の区分による格付けを行うとともに、この区分に対応する契約の予定金額の範囲を定めています。

この場合、競争入札において当該等級区分内の者が少数の場合など、例外的に上位の者を競争に加えることがあります。本措置は、極力、同一等級区分内の中の企業を指名すること等により、中小企業・小規模事業者を受注機会の増大を図ろうとするものです。

- (2) また、行政事務の効率化や徹底した経費削減への取組みの観点から、国等においては、競争契約の拡大や一括調達の導入が推進されています。

特に、平成21年度から中央省庁で、文具など調達頻度が高く、量の多い消耗品などの物品についての一括調達を実施するアクションプランを公開し、単価契約による一括調達の運用ルールを作成しました。

この場合、例えば、一括調達に伴って予定価格が増額した結果、入札参加等級が上がり（予定価格C→Aなど）、これまでは入札に参加できていた中小企業・小規模事業者が入札から排除されてしまい、中小企業者が受注機会を失うおそれ等が懸念されることから、一括調達による競争参加資格の設定に際しては、下位等級者の競争参加が可能となるよう弾力的に運用を図ることとし、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮することとしています。（参考7）

- (3) また、物品の製造・販売、役務の提供等（工事を除く。）に係る国の一般競争に参加する者に必要な資格審査については、平成13年度から、いずれか1か所の申請場所に申請すれば、各府省の全調達機関に共通して有効な統一資格となっていますが、資格等級に対応する契約の予定金額について、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行うものとされています。

（参考7）

一括調達の運用ルール＜抜粋＞

（平成21年1月16日各府省等申合せ、平成25年1月29日一部改定）

II. 各論 3. 一括調達に係る業務処理フロー等について

④入札事務

（略）

競争参加資格の設定については、中小企業者の受注機会の確保に配

慮し、下位等級者の競争参加が可能となるよう、弾力的に運用を図ることとする。

(略)

(7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注機会の増大

- ① 国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、中小企業官公需特定品目及び中小工事等に係る発注に当たって、指名競争による場合及び少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合にあっては、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

【解説】

(1) 官公需の対象となる物品等のうち、中小企業が製造する割合が多く、また、国等の調達に対する依存度が高く、当該製品を供給する中小企業・小規模事業者の受注機会を増大することが必要であると認められる品目を、中小企業官公需特定品目（以下「特定品目」という。）として昭和42年度から指定（参考8）しています。国等は、これら特定品目に係る個々の発注については、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとしています。

(2) 指名競争契約及び少額随意契約については、会計法令上一定の場合に限り認められています（参考9、10）が、特に、特定品目及び中小工事の発注に当たって、当該制度を利用する場合には、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとしています。

(参考8)

特定品目は、昭和42年度に7品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油）が指定され、その後、昭和50年度に事務用品、昭和56年度に金属洋食器がそれぞれ追加され、昭和58年度には、金属洋食器を拡充して台所・食卓用品とするとともに再生プラスチック製製品を追加指定しました。（現在10品目）

中小企業官公需特定品目（10品目）

1. 織	物	綿・スフ織物（タオル織物を含む。）、絹・人絹織物、毛織物、
------	---	-------------------------------

2. 外衣・下着類	麻織物、メリヤス生地等 制服（警察職員、消防職員、自衛隊員の制服等）、 労働用・事務用及び衛生用（看護着、医務服、白衣、割ぼう衣、エプロン等）の作業外衣、雨衣、スポーツ用外衣（スキー服、スケート服、登山服、競馬服、野球服等）、オーバーコート、 スプリングコート、ジャンパー、ズボン、ドレス、スーツ、 ジャケット、スカート、セーター、ワイシャツ、ブラウス、 スポーツシャツ、シャツ、ズボン下等（メリヤス製品を含む。）
3. その他の繊維製品	1. 2. 以外のものであって以下に例示する繊維製品（メリヤス製品を含む。） じゅうたん、ネクタイ、スカーフ、マフラー、ハンカチーフ、 寝具、テント、シート、日よけ、ほろ等の帆布、シーツ、 テーブル掛、手ぬぐい、ナプキン、どん帳、引幕、のぼり、 ひも類、ガーゼ・ほう帯等の繊維製衛生材料、 柔道着・剣道着等の和装製品、主として繊維製の帽子、 繊維製袋、たび、くつ下、手袋、網、漁網、網地等
4. 家具	木製・金属製の家具（机、テーブル、いす、ロッカー等）、 マットレス、組スプリング、ブラインド、 カーテンロッド等のカーテン部品、鏡縁、額縁、黒板、教壇、 金庫等
5. 印刷	機械（とつ版・平版・おう版等）印刷物及び謄写印刷物、 罫紙及び事務用記録帳簿等（官公庁の名称等の入った特注品は印刷とみなす。）
6. 機械すき和紙	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ちり紙、京花紙、 生理用紙、タオル用紙、書道用紙、障子紙等
7. 潤滑油	潤滑油（グリースを含む。）
8. 事務用品	(1) 筆記用具 鉛筆、ボールペン、サインペン、シャープペンシル、 マジックインキ、吸取紙、ペン皿、墨、墨汁、消しゴム、 下敷、机上用マット、万年筆、付ペン（ペン先、ペン軸）、 毛筆、インキ、フェルトペン、白墨、インクスタンド、文鎮、 すずり、絵画用品等 (2) 事務用品 ナンバーリング、チェックライター、数取器、 ダイモテプライター、ホッチキス、穿孔機、パンチ、 統計表示器、新聞架、計算尺、スケール、ソロバン、印章、

9. 台所・食卓用品	印肉、謄写板及び謄写用器具、スタンプ、製図用具、定規、鉛筆削り器、のり、テープ等接着用具、クリップ・ピン、画びょう、ファイル等 (3) 事務用記録帳簿（印刷に入るものは除く。） 便箋、封筒、原稿用紙、レポート用紙、バインダーリーフ、カード、記録カード、ノート類、用紙、集計用紙、決算用紙、伝票、通帳、統計表類、領収書、金銭出納帳、帳簿、給料袋、日誌、日報等 (1) 調理用具 ほう丁、ボール、洗いおけ、水切り、ざる、しゃくし類、しゃもじ、皮むき器、手持ちかん切り、おろし器、計量スプーン、計量カップ等 (2) 料理用具 かま、なべ、湯沸し（鉄びんを含む。）、フライパン、玉子焼き器、コップエル類、飯ごう等 (3) 飲食器 さら類、わん類、グラス・コップ類、はち類、ボール類、酒器類等 (4) 食卓器具 ピッチャ類、ポット類、盆類、きゅうす類、茶卓、調味料入れ、ぜん、せん抜き、ようじ入れ、飯びつ等 (5) 食料貯蔵器具 米びつ、茶筒類、ポット、水筒、弁当箱、ジャー等 (6) ナイフ、フォーク、スプーン、はし類及び同付属品等 ナイフ・フォーク・スプーン類、れんげ、はし、はし箱、はし立て、食事用紙製品（紙コップ・さら等）、飲料用ストロー等 (注1) 本品目は金属製（鉄製、ステンレス製、ほうろう鉄器製、アルミニウム製等）、ガラス製、陶磁器製、合成樹脂製、木竹製、紙製等材質の如何を問わない。 また、和風、洋風等形状の如何を問わない。 (注2) なお、台所・食卓で使用されるものであっても「民生用電子電気機械器具」（電気がま・ジャー・ポット・ホットプレート・トースター等のちゅう房用電熱用品、電気冷蔵庫等）ガス・石油による熱調理器具（ガスレンジ等）、調理機械、「家具」（食器戸だな、調理台、ガス台、サービスワゴン）、
-------------------	---

10.再生プラスチック 製製品	「繊維製品」(テーブル掛け、ナプキン等)、台所用ハンガー類、バケツ類、清掃器具、合成洗剤等は、本品目には含まれない。 (1) くい、さく、支柱類 標識くい、境界くい、測量くい、柵くい、線路表示くい、工事用支柱、さく等 (2) 板、まくら木類 土止板、フェンス、配管用まくら木等 (3) 公園施設類 ベンチ、街路樹支柱、公園のさく・くい、遊び具類等 (4) 土木建築用資材 U字溝、溝ぶた、土管代用品、住宅用資材等
--------------------	--

(参考9) 予算決算及び会計令第94条(抄)

第94条 会計法第29条の3第5項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。

(中略)

- (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。

(参考10) 予算決算及び会計令第99条(抄)

第99条 会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によることのできる場合は、次に掲げる場合とする。

(中略)

- (2) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (3) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (4) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。

(中略)

- (7) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。

(略)

(8) 調達手続の簡素・合理化

- ① 国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。
- ② 国等は、国における競争契約参加資格審査申請手続の電子化の実施状況及び入札・開札手続の電子化の導入状況等を踏まえ、中小企業・小規模事業者の円滑な対応に留意しつつ、電子的手段の導入に努めるものとする。

【解説】

- (1) 物品の製造・販売等の契約（公共事業を除く。）に係る一般競争（指名競争）契約参加資格については、平成13年度から、各省各庁に共通する統一資格となりました。また、電子的手段（インターネット）によっても資格審査の申請が可能となり、資格審査の申請者は持参、郵送又はインターネットのいずれかの方法で申請受付場所のいずれか1か所に提出することにより、資格審査を受けることができるようになっていきます。

さらに、総務省や各省各庁のホームページにおいて、公共事業を除く発注情報や入札参加資格審査申請書の様式等の調達情報を提供するとともに、全省庁の調達情報を一元的に提供する専用のホームページ（参考11）が開設されています。

これは、中小企業・小規模事業者の資格審査申請等に伴う事務負担の軽減を図り、受注機会の増大に資するようにするものです。

- (2) 電子入札・開札については、「e-Japan 重点計画－2003」（平成15年8月18日IT戦略本部決定）を受けて、既にほとんどの府省の本府省において導入され、引き続き各府省の地方支分部局等への導入が図られているところです。

（参考11）

統一資格審査申請・調達情報検索サイト（総務省）のURL

<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

4 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- (1) 小企業者（概ね従業員5人以下）を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- ① 国等は、小企業者を含む小規模事業者が顧客との信頼関係に基づき国内外の需要の開拓等を行い、地域経済や雇用の重要な担い手となっていることを踏まえ、一般競争契約において適切な地域要件の設定に

努めるとともに、総合評価落札方式における地域への精通度等の評価を行う際、契約内容の履行の確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するものとし、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

② 国等は、特に指名競争による場合及び少額の随意契約による場合であって、小企業者を含む小規模事業者を活用することが契約内容の履行を確保する観点から必要であるときには、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

③ なお、物件等の有資格者名簿における大企業と中小企業の識別に加え、新たに小規模企業の識別の設定について、引き続き検討を行う。

【解説】

- (1) 全国385万の中小企業、中でもその9割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくためには、その活力を最大限に発揮させることが必要不可欠です。しかしながら、小規模事業者は、人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面しており、売り上げや事業者の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えています。
- (2) こうした状況を踏まえ、小規模企業の振興に関する施策について、総合的かつ計画的に、国、地方公共団体、支援機関等が一丸となって戦略的に実施するため、新たな施策体系を構築するものとして「小規模企業振興基本法」が平成26年6月20日に可決、成立されました。
- (3) このように小企業者を含む小規模事業者支援施策が従来にも増して重要な役割を有することになったことから、「小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮」として、一項目が設定されています。
- (4) 具体的には、小企業者を含む小規模事業者が顧客との信頼関係に基づき国内外の需要の開拓などを行い、地域経済の重要な担い手となっていることを踏まえ、一般競争契約において、例えば、入札参加資格について、特定の地域内の事業者に限定するなど、適切な地域要件の設定に努めること。また、総合評価落札方式における地域への精通度等の評価を行う場合には、地域精通度や地域貢献度等に加え、契約内容の履行の確保を行う観点から、小企業を含む小規模事業者が得意とする迅速性や融通性などを評価することが必要であると認められる場合には、それらを総合評価落札方式の技術評価における評価項目に加えることを十分考慮し、受注機会の増大を図るよう努めるものとしています。

- (5) また、上記実態調査（P 17）では、過去３年間で最も多く参加した入札方式は、指名競争や少額随意契約の割合が高くなっており、特に少額随意契約は、中小企業者と比較すると小規模事業者の割合が高くなっています。

こうした実態を踏まえ、指名競争契約や少額随意契約について、小企業を含む小規模事業者を活用することが、契約の履行の観点から必要な場合には、受注機会の増大を図るように努めるものとしています。

- (6) なお、前述の「各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札参加資格（全省庁統一資格）」における有資格者名簿には、「大企業」又は「中小企業」の二区分の識別が設定されています。大企業、中小企業に加えて、「小規模企業」の識別を新たに設定できれば、指名競争や少額随意契約に小規模事業者の参加を促進できますので、小規模企業の識別の設定について、引き続き検討を行うこととしています。

（２）技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

国等は、技術力のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用に努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。

【解説】

官公需市場のうち、特に、ＩＴ分野や研究開発分野においては、技術力の高い中小企業・小規模事業者による参入に向けた積極的な挑戦がなされやすい分野です。国全体としての技術力の底上げを図るという産業政策上の観点からも、引き続き、かかる分野での技術力の高い中小企業・小規模事業者の官公需市場への参入を促していくことが重要です。

このため、発注機関においては、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者の入札参加資格の弾力化を一層進め、その受注機会の増大を図るものとされています。

技術力を正當に評価する方法としては、中小企業の新技術を利用した事業活動を促進するため、関係省庁が連携して中小企業による研究開発とその成果の事業化を支援するための「中小企業技術革新制度」（ＳＢＩＲ）による特定補助金等の交付を受けた中小企業者が、当該入札に係る物件及び役務の分野における技術力を自ら証明したり、発注機関が、特定補助金等の交付

リスト等データベース（参考１２）を活用することなどにより、客観性評価に努めるものとしています。

（参考１２）

中小企業技術革新制度（ＳＢＩＲ）特設サイト（中小企業基盤整備機構）のＵＲＬ

<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/>

（３）地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用

国等は、地方支分部局等において消費される物件等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。

【解説】

国等が物品等の買入れのための契約をする場合、地方で消費される物件、活用される役務、実施される工事については極力地方支分部局等での契約を促進することにより、地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとしています。

具体的には、例えば、少額な契約案件の場合に地域の中小企業・小規模事業者等と随意契約を行う等の配慮や、指名競争を活用する場合に、地域の中小企業・小規模事業者等を指名する等の配慮を行うこと等を指します。

（注）「地域の中小企業・小規模事業者」とせず、「地域の中小企業・小規模事業者等」と「等」を付しているのは、会計法の予算の適正な使用の観点から、地域以外の中小企業・小規模事業者を必ずしも排除するものでないことを明らかにするためです。

（４）中小企業・小規模事業者の適切な評価

- ① 国等は、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとし、さらに、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとする。
- ② 国等は、工事等以外の物件及び役務の発注に当たっても、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる場合にあっては、これを十分考慮するものとし、一般競争契約においては適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等と積極的な活用に努めるも

のとする。

- ③ 国等は、業務継続のため必要な物件及び役務の発注に当たって、協定等を通じて災害時における継続的な供給体制を構築しようとする場合には、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等とその積極的な活用に努めるものとする。

【解説】

- (1) 地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、国等は、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとしています。

さらに、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとしています。

- (2) また、国等は、地域への精通度等が、事業の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる役務契約（例えば、運転業務、警備業務等）については、一般競争契約において、適切な地域要件の設定や、総合評価落札方式において地域精通度等を評点として活用するなど、地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等に努めるものとしています。

- (3) また、災害時において、災害復旧や医療など国等が優先して行うべき業務の継続に必要となる物資等の継続的供給が確保できるよう、例えば「災害協定」や「防災協定」などの締結により、災害時における優先的な供給体制を構築しようとする場合や、災害時を含めた通常時における安定的な供給体制を構築しようとする場合は、地域の官公需適格組合や事業協同組合などを含む地域の中小企業・小規模事業者を適切に評価し、活用するよう努めるものとしています。

(5) 中小建設業者に対する配慮

- ① 国等は、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、中小工事の早期発注等により中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 国等は、一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保することとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとする。
- ③ 国等は、特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機

会の増大に努めるものとする。

- ④ 国等は、地域の建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。これにより、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。

【解説】

- (1) 官公需に占める工事（建築・土木工事等）は、金額ベースで約 4 割を占めていますが、これらの受注者となる中小建設業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。

このため、工事の発注については、中小工事の早期発注等、中小建設業者に対して特段の配慮を払うものとしています。

- (2) また、一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保することとしますが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとしています。

なお、国の直轄事業への中小企業の参入機会の拡大を図る観点から、平成 21 年度から格付方法を改善し、国の直轄事業への入札の際、都道府県の公共工事の実績もカウントできるようにしています。

- (3) 特に、公共工事に関する発注に関しては、平成 18 年 5 月に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、経常建設共同企業体への加点調整措置が「真に企業合併等に寄与する場合」（同指針第 2. 2 (1) ④) に限定されたこと等を受け、本方針においても、「共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする」と規定されています。

- (4) さらに、地域の建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとしています。

(6) 中小石油販売業者に対する配慮

- ① 国等は、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合（以下この項において単に「石油組合」という。）が国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している場合に

は、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

② 国等は、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

③ 国等は、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意するものとする。

【解説】

(1) 自治体と災害協定を締結した石油組合に属する中小石油販売業者は、災害時に消防や自治体が所有する車両への優先給油や上・下水道等の重要施設に対し燃料の供給を行うなど、地域における石油製品の安定供給に重要な役割を担っています。

(2) このため、従来の官公需法に基づく「国等の契約の方針」では、災害時の継続的な物件及び役務の供給体制を協定等を通じて構築しようとする際には、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業・小規模事業者の積極的な活用を努めることとしていました。

(3) 今般の改正官公需法に基づく「国等の契約の基本方針」では、石油の供給網の強靱化の観点から、新たに、災害協定を締結した石油組合や地域の中小石油販売業者への配慮措置として、分離・分割発注、随意契約の活用等を明記したものです。

(4) なお、地域の中小石油販売業者にとってより身近な存在である地方公共団体においても、基本方針に沿った調達が行われることが重要であり、基本方針策定後、全国の地方自治体に対して、周知、要請を行うこととしています。地方公共団体の取組状況についても聴取し、その結果を公表していきます。

(7) 創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への配慮

国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性に鑑み、中小企業・小規模事業者が取り組む創意工夫の積極的な活用を図り、受注機会（公共事業を除く。）の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする。

その際、中小企業庁が取りまとめる女性や青年等をはじめとした中小企業・小規模事業者が行う新規開業及び中小企業・小規模事業者が行う販路開拓活動の基礎となる企画力・提案力等をいかした創意工夫に係る事例集を参考とし、発注者が求める品質・機能水準等を適切に盛り込んだ発注仕様書の作成や、競争参加者の資格設定に際し、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるとともに、総合評価落札方式における創意工夫による価値の適切な評価に努めるものとする。

【解説】

新産業の創出による雇用創出の役割の重要性にかんがみ、中小企業者・小規模事業者が連携して取り組む創意工夫の積極的な活用を図り、中小企業者の受注機会の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとされています。

具体的には、中小企業庁が取りまとめる女性や青年ならではの感性や視点、センス等をいかした新商品・サービスの提供による新規開業の事例及び中小企業・小規模事業者が連携して取り組む販路開拓活動の基礎となる企画力・提案力等をいかした創意工夫の事例を活用し、国等が調達において求める品質・機能水準等を適切に盛り込んだ発注仕様書の作成や、競争参加者の資格設定に際し、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるとともに、総合評価落札方式における創意工夫による価値の適切な評価に努めるものとしています。

さらに、全国中小企業団体中央会等の各地の中小企業団体を通じて官公需情報の提供を行うとともに、官公需受注のための手続きや官公需情報の入手方法等についての情報提供を行い、新規開業中小企業・小規模事業者の官公需への参入を促進しています。

(8) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用及び人件費確保等の周知

国等は、役務及び工事等において外注（下請や二次下請等を含む。以下同じ。）が必要な元請事業者に対し、契約内容の履行の確保を行う観点から必要がある場合には、外注に際して当該元請事業者が地域の中小企業・小規模事業者の活用を考慮し、その人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）を確保するとともに、外注先との間で予め書面により作業内容、人件費単価、期間等を明確化するよう努めることについて、ホームページへの掲載、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

【解説】

東日本大震災に係る復旧・復興に伴う役務及び工事等を含め、業務の規模や緊急性、迅速性、特殊性等の理由により、中小企業・小規模事業者が入札に参加することが不可能な役務や工事等が存在します。

そうした事業であって、外注（下請や二次下請等含む）が必要なものについては、元請けの事業者に対し、あくまでも支障のない範囲において、地域への精通度等について地域企業の適切な評価をした上での活用をお願いすることや、その業務における適正な人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）の確保や余裕のある工期等の設定をお願いすることとしました。

また、元請け事業者に対し、外注先との間で予め書面により作業内容や人件費単価、期間等の明確化をお願いすることにより、外注先の人件費、ひいては作業品質の確保を図ることとしました。

具体的には、中小企業庁のホームページに上記の内容を掲載し、各府省等のホームページに同様の内容を掲載する、あるいは中小企業庁のホームページアドレスのリンクを貼って周知に努めることにしていましたが、平成26年度からは、入札説明の際にも、改めて上記内容について、周知に努めることとしました。

5 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講じる。

また、平成26年4月1日に消費税率が8%に引き上げられたことを踏まえ、契約の適正な履行の確保の観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する。

【解説】

近時、国等の契約において、過度な低価格入札の問題が懸念されています。これは、国等の発注者側にとって品質確保の観点から、また、中小企業・小規模事業者等受注者にとっては仕事の確保の観点から、いずれも好ましい事態ではなく、また、労働条件や安全対策の面でも弊害が懸念されていることによります。

また、経済財政運営と改革の基本方針 2015 においても「中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金の引上げに努める」とされ、政府としても最低賃金の引き上げに向けた環境整備が重要となっています。

このため、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るための対策を講じることとしています。

(1) ダンピング防止推進の周知

国等は、ダンピングの防止について、ホームページへの掲載、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

また、国等は、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）の施行を踏まえて、公共工事の入札の際に、入札金額の内訳書の提出を適切に求めていくものとする。

【解説】

ダンピングの防止については平成22年度の本方針から措置事項として盛り込んだところです。国等がダンピングについて、入札を予定されている事業者の方々へ、ダンピング受注が品質の低下や賃金の未払いなど、発注者にとっても受注者にとっても不利益を生じることがある旨を周知することとしました。

具体的には、中小企業庁のホームページに上記の内容を掲載、入札説明の際に周知を行うとともに、各府省等のホームページに同様の内容を掲載する、あるいは中小企業庁のホームページアドレスのリンクを貼って周知に努めることとしました。

また、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）が平成26年6月に一部施行されたのを踏まえ、公共工事の入札の際に入札金額の内訳書の提出を適切に求めていくものとされています。

(2) 適切な予定価格の作成

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の实勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の实勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

- ② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

【解説】

- (1) 官公需の発注に当たって、適正価格での発注は、良質な物品等を調達するという観点からも十分留意すべきことです。本項は、発注に当たっての予定価格の設定等に際して、人件費(社会保険料（事業主負担分及び労働者

負担分) 相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額)、原材料コストの変動、消費税及び地方消費税の負担等を勘案して、適正な価格での発注に配慮することを定めたものです。また、消費税及び地方消費税については、この事項における前文においても、その適正な転嫁を受け入れるものとしています。

人件費については、最新の公共工事設計労務単価等最新の実勢価格等を踏まえて予定価格における人件費の積算を行うことが想定されます。

また、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に、最新の実勢価格や需給状況（例えば季節要因など）等を考慮するよう努めるものとしています。

- (2) さらに、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りを厳に慎むことや予定価格の事前公表の取りやめ等について適切に対応することを要請しています。

(3) 低入札価格調査制度の適切な活用等

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。

② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収の徹底とともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

また、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ下記③において中小企業庁が取りまとめた情報も含め、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用する。

③ 中小企業庁は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）について、各府省等が公表する低入札価格調査制度に基づく調査情報を取りまとめ、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁に提供する。

④ 国等は、地方公共団体における工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

【解説】

- (1) 競争入札において過度な低価格入札があった場合、国等の会計法令上の措置として、「低入札価格調査制度」が設けられていることから、ダンピン

グ受注の排除等適正価格による契約の推進のため、本制度を適切に活用することとしています。

- (2) また、特に清掃、警備等の人件費割合が大きい業務は、契約価格の下落がそのまま人件費の削減につながり、それが従事者への待遇悪化（賃金の引き下げ、各種保険料の不払い等）や、作業品質の低下等の悪影響を及ぼすことも懸念されますが、そのような事態に陥りやすい中小企業者にとっては、適正な履行が確保できないことから競争参加を忌避し、受注機会を損ねている懸念もあります。

このため発注部局は、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収の徹底及び落札の決定があった旨の公表の徹底を行うこととしています。

さらに、低価格競争の結果、官公需を受注した企業とその下請関係にある企業との間で不公正な取引が行われたり、労働関連法の違反行為が発生したりすることのないよう、下請代金支払遅延等防止法及び独占禁止法の執行当局や労働基準監督局においては、その執行を図る上で、必要に応じ低入札価格調査の調査情報も活用することとしています。

- (3) 特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃、警備、自動車運行等）については、中小企業庁が各府省等の公表する低入札価格調査制度に基づく調査情報を取りまとめ、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁に提供し、②と同様に業務執行に活用していただくこととします。

- (4) なお、地方公共団体における工事等の発注に際しては、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとしています。

(4) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

国等は、契約の締結等に当たっては、消費税率引き上げ分の予定価格への反映等、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年6月12日法律第41号）等の関係法令を遵守するものとする。

【解説】

- (1) 「社会保障と税の一体改革」として平成26年4月から消費税率が8%に

引き上げられていますが、引き上げに際して、各取引の段階における消費税の円滑かつ適正な価格転嫁を促進することを目的として、平成25年10月から「消費税転嫁対策特別措置法」が施行されています。

- (2) 国等の契約について、消費税引き上げ分が予定価格に反映されているかなど、改めて消費税転嫁対策特別措置法、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法などの関係法令の遵守するものとされています。

6 地方公共団体への協力依頼

(1) 国等の契約の基本方針の要請等

国は、すべての地方公共団体に対して、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じて必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請する。

【解説】

本項目は、この事項における前文において記述した地方公共団体との連携の必要性にかんがみ、新しく項目立てをしています。

毎年度、中小企業庁は、経済産業大臣名で地方公共団体に対して、契約の方針に準じた取組についての要請文を提出するなどの取組を行ってきており、中小企業の受注機会の増大のため、今後とも取り組んでいくことを明記しています。

(2) 国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表

中小企業庁は、地方公共団体による国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

また、地方公共団体の官公需施策の推進に資するため、地方公共団体による官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらの情報を公表するものとする。

【解説】

官公需法においては、「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業の受注の機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されております。中小企業庁としては、地方公共団体の取組を後押しするべく、従来より国等の契約の（基本）方針に基づいて講じられた措置の

実施状況について取りまとめ、その情報を公表することとしており、この旨を改めて明記しました。

また、地方公共団体における官公需施策はそれぞれ独自性がありますが、他の地方公共団体がどのような施策を講じているのかを承知することは、地方公共団体における官公需施策の推進に資すると考えられます。このため、中小企業庁が地方公共団体の実施している官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらを情報提供することとしています。

(3) 連携推進体制の活用

中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会（注）を活用して、国等の契約の基本方針に盛り込んだ中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための取組が一層効果的なものになるよう、情報提供に努めるものとする。

また、地方公共団体が地域の強み・特色を活かして地域内の中小企業・小規模事業者の官公需受注機会の更なる増大を図るための方策についての検討を行う。

（注） 47都道府県と中小企業庁の職員が参加し、国及び地方公共団体の取組に関する情報の共有や連携方策に関する協議を行う会議。

【解説】

中小企業庁は、平成26年11月に都道府県の調達担当部長クラスをメンバーとする新規中小企業者調達推進協議会を設置しています。地方公共団体との連携のために、本協議会を今後継続的に開催することとしており、国及び地方公共団体の取組に関する情報の共有や連携方策について検討を行う予定としています。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

1 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

国等は、今般の官公需法改正により、新規中小企業者の受注機会の増大を図るために、次の措置を強力に推進するものとする。

なお、公共工事については、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、品質が受注者の技術的能力等に負うところが多いこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ、工事の経験、施工状況の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するものとする。その際、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮するものとする。

【解説】

国等は、今回の官公需法の改正により、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、下記に示す措置を強力に推進することを明記しています。

その際、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を踏まえ、公共工事については、品質の確保に留意するものとしています。

（１）新規中小企業者への配慮

- ① 国等は、役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

また、競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要なときには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

- ② 国等は、少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえつつ、契約履行の支障の有無に留意しながら、新規中小企業者を見積先に含めるよう努めるものとする。なお、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

- ③ 国等は、新規中小企業者が提供する新商品等について、公募により当該新商品等と同様の性質を有する商品等を供給できる者が他にいないことが明らかになった場合であって、引き続き、供給できる者が他にいないことが明らかとなるときには、公募の手続きを省略することができる。

- ④ 国等は、指名競争による場合及び少額の随意契約による場合には、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第４号に基づく都道府県知事の認定に係る商品（「いわゆるトライアル発注制度」という。）、その他関係法令等で認定された商品又はサービスのうち、新規中小企業者が取り組むものについて、受注機会の増大を図るものとする。

- ⑤ 国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格のあり方につき、引き続き検討を行う。

- ⑥ 国等は、新規中小企業者の受注能力の向上に資するために、新規中小企業者の相談に対し、上記第２に掲げる国等が設置する「官公需相談窓口」及び中小企業団体中央会が設置する「官公需相談センター」において、適切に対応するものとする。

【解説】

(1) 新規中小企業者は、そもそも官公需の受注実績が少ないため、過度に実績を求めた場合にはそもそも受注の機会が得られないことから、役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものといたしました。

また、競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要などときには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めることを述べています。

(2) 新規中小企業者の受注機会の増大の観点から、国等は、少額の随意契約による場合には、新規中小企業者を見積先に含めるよう努めること、また、その際には、見積先が固定化しないよう、小企業を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものと明記しています。

(3) 新規中小企業者の受注機会の増大には関連する手続きを簡素化することが有効であると考えています。そのため、国等は、新規中小企業者が提供する新商品等について、A省の公募により当該新商品等と同様の性質を有する商品等を供給できる者が他にいないことが明らかになった場合で、引き続き、供給できる者が他にいないことが明らかとなるときは、B省は公募の手続きを省略することができることを明確化しています。今後、これを実現するため運用ルールを検討していく予定です。

(4) 現在、多くの都道府県においては、優れた製品や技術を有するものの受注機会がないベンチャー企業などへ受注の機会を与えるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に基づき、いわゆるトライアル発注制度を実施しています。このため、国等が指名競争又は少額随意契約を活用する場合には、トライアル発注制度による都道府県知事の認定に係る商品、その他関係法令で認定された商品又はサービスのうち、新規中小企業者が取り組むものについて、受注機会の増大に努めるものとしています。

(5) 「規制改革・民間開放推進3ヶ年計画」(平成16年3月)、「規制改革推進のための3ヶ年計画」(平成19年6月)及び「規制改革推進のための3ヶ年計画(再改訂)」(平成21年3月)において、「新規事業者の入札機会

を拡大するために、例えば、入札参加資格の在り方の検討を行う」ことが閣議決定されており、競争契約参加資格の審査に使用される営業年数や自己資本額等の既存の指標の見直しや新たな指標の導入の検討を含め、入札参加資格の在り方を検討するものとしています。

- (6) 国等は、新規中小企業者の受注能力の向上に資するために、新規中小企業者の相談に対し、国等が設置する「官公需相談窓口」及び全国の中小企業団体中央会が設置する「官公需相談センター」において、適切に対応するものとしています。

(2) 中小企業基盤整備機構の情報提供業務

- ① 中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービス等を登録するサイト（以下「ここから調達サイト」という。）を開発し、運営する。**

なお、ここから調達サイトの開発に当たっては、みなし大企業の取扱いについて厳格な確認を行うことが可能となる制度設計に努めることとする。

- ② また、ここから調達サイトの登録に当たっては、中小企業庁及び中小機構は、各府省等、地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の関係機関と連携して、新規中小企業者に登録を促すこととする。**

【解説】

- (1) 創業間もない新規中小企業者は、優れた商品・サービスを有していても実績がない等の理由から販路の拡大が課題となっており、官公需において実績を得ることは、その後の市場の確保、信用向上を図る上でも有効とされています。このため、改正官公需法第9条では、中小機構において、新規中小企業者等の受注の機会の増大を図るための情報提供業務を行う等が新たに規定されました。**
- (2) また、官公需においては、実績のない企業が、発注者（国等）に知られる機会が少ないことが課題となっております。そのため、中小企業庁では、新規中小企業者（いわゆる「みなし大企業」を除く。）から、官公需向けに**

提供可能な商品・サービスの情報等を登録していただき、その情報を各府省や地方公共団体等と共有し、その活用を促す情報提供サイトの開発を進めてまいりました。

- (3) 同サイトにつきましては、改正官公需法の施行にあわせて本年８月から、) 中小機構においては「ここから調達サイト」(<https://u10sme.smrj.go.jp/>) として新規中小企業者の登録を開始いたしました。

本サイトには、新規中小企業者の連絡先とともに提供する商品・サービスが掲載されておりますことから、国等の契約担当者は、検討中の契約内容に見合う商品・サービスについて、登録された新規中小企業者に対して相見積もりや入札の呼びかけに活用していただくこととします。

- (4) なお、官公需法の支援対象である中小企業者には、いわゆる「みなし大企業」は含まれないこと、及び第１８９回国会参議院附帯決議（「いわゆるみなし大企業の取扱いについて厳格な確認を行うことが可能となる制度設計とすること」）を踏まえ、「みなし大企業」は本サイトでは登録対象とはしていません。

- (5) ここから調達サイトが幅広く利用されるためには新規中小企業者の登録者の充実が必要です。そのため、中小企業庁及び中小機構は、各府省等、地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会などの関係機関と連携して、新規中小企業者に登録を促すために普及広報活動を行うこととしています。

(3) 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

① 国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

② 中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会の場合等を活用して、地域の新規中小企業者の受注事例の把握に努め、提供する。

また、中小企業庁は、地方公共団体の長により認定された商品又はサービスの受注機会の増大を図るため、中小機構が主催する展示会等の場を活用するものとする。

【解説】

- (1) 毎年度、中小企業庁は、経済産業大臣名で地方公共団体に対して、契約の方針に準じた取組についての要請文を提出するなどの取組を行っており、中小企業の受注機会の増大のため、今後とも取り組んでいくことを明記しています。

- (2) 官公需法においては、「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業の

受注の機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されております。中小企業庁としては、地方公共団体の取組を後押しするべく、従来より国等の契約の方針に基づいて講じられた措置の実施状況について取りまとめ、その情報を公表することとしており、この旨を改めて明記しました。

- (3) 中小企業庁は、平成26年11月に都道府県の調達担当部長クラスをメンバーとする新規中小企業者調達推進協議会を設置しています。地方公共団体との連携のために、本協議会を今後継続的に開催することとしており、国及び地方公共団体の取組に関する情報の共有や連携方策について検討を行う予定としています。

2 組合の活用に関する基本的な事項

(1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注機会の増大

- ① 国等は、中小企業等協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。**
- ② 中小企業庁は、中小企業団体中央会が、事業協同組合等の共同受注体制を整備し、官公需適格組合設立を促進するため、共同受注のモデルとなる規約を整備し、普及促進を行う取り組みを支援する。**

【解説】

中小企業者の制約の多くは、その経営規模が小さいことに起因することが大半です。一社では受注できない案件でも、組合員が共同して受注すれば、確実に契約を履行できる場合も少なくありません。中小企業庁は、従来より組合を活用した中小企業者の官公需の受注について取り組んできたところですが、特に創業間もない新規中小企業者は、中小企業の中でもさらに経営規模が小さい者が多いのが実情です。

そのため、特に創業間もない中小企業者に対しては、この組合を活用しての受注機会の拡大について取り組んで行く必要性が高いと考えており、①国等は中小企業等協同組合法に基づいて設立された事業協同組合等及び同事業協同組合等の中から、協同受注体制が整っているなどの要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めることを明記しております。また、②中小企業庁は、中小企業団体中央会が、事業協同組合等の共同受注体制を整備し、官公需適格組合設立を促進するため、共同受注のモデル

となる規約を整備し、普及促進を行う取り組みを支援することを明記しております。

(2) 官公需適格組合の活用

- ① **国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点の算定方法に関する特例の一層の活用にも努めるとともに、中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会の場等を活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請するものとする。**
- ② **国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。**
- ③ **中小企業庁は、全国中小企業団体中央会が、新規中小企業者の受注力の向上を図るために行う、官公需適格組合への加入や新規組合の設立を促進するための説明会の開催等の取り組みを支援する。**

【解説】

- (1) 国等は、官公需法第3条において、「組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない」こととされています。

この実効性を高めるため、「官公需適格組合制度」が設けられています。

(参考 13、14 参照)

官公需適格組合制度は、事業協同組合等の中で特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任をもって実施し得る経営基盤（組織体制、財務体制）が整備され、信頼性の高い組合に対して、申請に基づき、各経済産業局長又は沖縄総合事務局長が証明するものであり、発注機関が事業協同組合等の積極的活用を図るための便宜に供するものです。

- (2) 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査における格付けについては、組合の点数に審査対象組合員の点数を加算するという総合点の算定方法に関する特例を設けています。

国等は、この特例の一層の活用にも努めるとともに、中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会の場などを活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請すること明記しています。

(3) また、発注機関において、官公需適格組合制度に対して十分な認識や理解が得られていない等の問題も散見されることから、官公需適格組合への発注実績を機関別に一覧できるリストを中小企業庁において作成し、最新の適格組合の名簿と併せ、中小企業庁のホームページで公表しています。

地方公共団体において、官公需適格組合制度の活用状況が必ずしも芳しくないとの認識の下、その一層の活用を促す観点から、地方公共団体に対し当該制度の一層の周知に努めるものとしています。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2013/0322Success.pdf>

(4) さらに、新規中小企業者は、当該制度の認識や理解が十分でないと考えられますので、中小企業庁は、全国中小企業団体中央会が、新規中小企業者の受注力の向上を図るために行う、官公需適格組合への加入や新規組合の設立を促進するための説明会の開催などの取り組みを支援することを明記いたしました。

(参考 1 3)

官公需適格組合制度の沿革

昭和 4 2 年の官公需適格組合制度発足当初は、官公需適格組合証明の対象は「物件の納入」を行う組合に限定されていましたが、昭和 4 5 年度に運輸業、建築設計業等の「役務の給付」を行う組合が追加され、昭和 4 8 年度に「工事の請負」を行う組合が追加され、現在では、官公需の共同受注事業を行うすべての業種の事業協同組合等が本制度の対象となりました。

なお、工事の組合については、発注者、受注者双方から「証明基準が必ずしも工事の特殊性を配慮したものでないため、証明された組合が発注者側の信頼を十分得られる状況になっていない。」との声があったことから、これらを踏まえ、中小企業庁は各省各庁等とも協議の上、昭和 6 1 年度に工事関係についての新たな基準を設けました。

(参考 1 4)

官公需適格組合の証明を得るための手続きの概要

(ア) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、企業組合又は協業組合であって、官公需適格組合の証明を得ようとする者は、主たる事務所の所在する都道府県の中小企業団体中央会に証明申請書及び添付書類を提

出し、その事実確認を受けます。

(イ) 中小企業団体中央会は、証明申請書等の記載事項について、事実と相違ないことを確認します。

(ウ) 事実確認を受けた組合は、中小企業団体中央会から確認を受けた当該申請書及び添付書類を主たる事務所の所在する地域を管轄する経済産業局（又は沖縄総合事務局）中小企業担当課に提出します。

(エ) 経済産業局は申請が官公需適格組合証明基準に適合すると認めるときは、その旨証明し、申請した組合に証明書を交付します。

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

(1) 基本方針の普及及び徹底等

国等は、本基本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会（注）への参加等により得た中小企業・小規模事業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

（注）中小企業庁及び各経済産業局等の担当者が、国等の地方支分部局及び地方公共団体等の担当者に対し、本基本方針の内容を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう要請を行う場。各経済産業局等が主体となって全都道府県50カ所で開催。

【解説】

本基本方針の閣議決定後、経済産業大臣名をもって、各府省等の長（各府省経由で独立行政法人等）に契約の方針の作成及びその推進体制の整備を依頼するとともに、都道府県知事、全市町村の長及び東京都特別区の長あてに、一層の普及及び周知徹底を図るべく要請文書を送付しました。

また、地方経済産業局の主催で、全国47都道府県、50カ所で「官公需確保対策地方推進協議会」を開催し、地方の実情に即して、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとしています。

(2) 基本方針の措置状況の通知及び情報の公表

各府省等は、上記第2及び第3の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知する等、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、当該諸項目の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、その実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各府省

等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

【解説】

中小企業者の受注機会の増大を図るためには、毎年度の中小企業者に関する国等の契約の基本方針を閣議決定するプロセスの中で、前年度の措置の実施状況を評価し、翌年度の施策へと反映させていくことが重要です。

このため中小企業庁は、各省各庁等から通知された措置状況を取りまとめ、情報提供を行うものとされており、毎年度、中小企業庁のホームページにおいて「中小企業者の受注機会の増大のための措置に係る措置状況」を公表しています。

このほか、各省各庁等は、中小企業庁と密接な連絡をとり、中小企業者に関する国等の契約の基本方針の実施について、遺憾のないよう努めるものとしています。